

後期高齢者医療保険からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年7月31日	
01234567	
住所	うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名	うるま 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合

平成28年8月から被保険者証が切り替わります

★現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、

有効期限が平成29年7月31日になります。

★平成28年6月30日までに保険料を完納した方は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送いたします。

★保険料を滞納している方、または事前に窓口受取を希望し申請されている方は、平成28年7月31日までにうるま市役所本庁（具志川庁舎）国民健康保険課後期高齢者医療係窓口で被保険者証の切り替えをお願いいたします。

7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります

★平成28年度の後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月上旬に送付いたします。最寄りの金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）にて納めてください。

★保険料の納付が年金天引きされている方は、納付通知書は届きませんが、年金天引き額のお知らせ通知（ハガキ）が届きます。

★保険料の納付が口座振替されている方は、納付通知書は届きますが、金融機関窓口等で納付する必要はありません。各期の月末に、ご登録されている口座から保険料が引落しされます。※納付通知書に「あなた様の保険料は預金口座振替です」と記載してあります。

★どうしても納付が厳しいときは、災害やその他特別な事情により、生活が著しく困難になり、保険料の納付が難しい場合は、納付相談により保険料の減免や分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請ができます

住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証という）」の交付を受けることができます。

【手続き方法】

適用（認定）期間は、申請した月の初日から毎年の7月末日までとなります。該当すると思われる方は、うるま市役所国民健康保険課後期高齢者医療担当窓口（本庁のみ）で申請してください。

【過去に減額認定証を取得したことのある方】

所得区分の判定により再申請のお手続きが不要となりました。負担区分低Ⅰ・低Ⅱの方の減額認定証は、被保険者証に同封してありますので、ご確認ください。

また、平成27年度中に負担区分低Ⅱの減額認定証を取得してから90日を越える入院をしている場合、申請すると食事代が減額されます。直近3ヵ月分の入院日数の確認できる領収書等をご持参ください。減額は、申請月の翌月から適用されます。

※平成27年度に長期入院該当の減額認定証を交付されていた方も申請が必要になります。

※世帯に税の未申告者がいると所得区分の判定ができないため、減額認定証の交付ができません。所得申告をお願いします。

※減額認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前にまず下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 国民健康保険課後期高齢者医療係 ☎973-3177